

秋田市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月17日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店
長谷部 琴 子
秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10
セブンイレブン 秋田新屋扇町店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年4月10日
- 3 期間
令和7年4月11日から令和8年3月31日まで